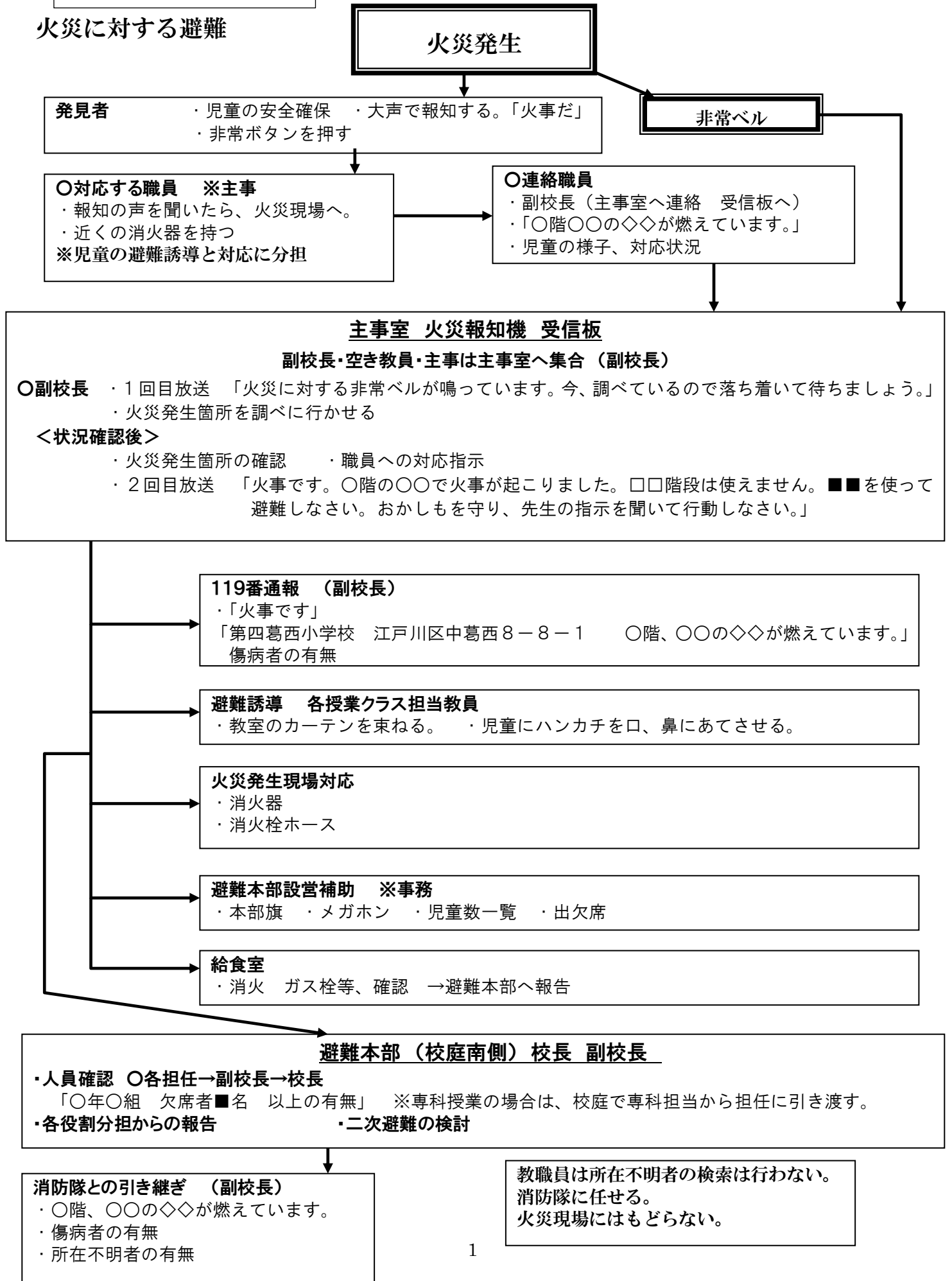


火災に対する避難



地震に対する避難

1次避難場所として校庭が使用できる場合

※情報は常に本部へ

地震発生

- 教職員出勤状況の把握
- 1次避難場所の確定
- 本部・救護本部設置手配

本部 校長

放送指示

1次避難 安全確保についての放送

①副校長②主幹③生活指導主任④出勤者

教職員の配置等の調整

人員配置の調整・連絡、指示

①主幹②生活指導主任

校内安全確保(4階)

児童の安全確保：2名以上

①5・6年担任 ②出勤者 ③主事

校内安全確保(3階)

児童の安全確保：2名以上

①3・4年担任 ②出勤者 ③主事

校内安全確保(2階)

児童の安全確保：2名以上

①1・2年担任 ②出勤者 ③主事

校内安全確保(1階)

児童の安全確保：2名以上

①専科 ②出勤者 ③主事

校内安全確保(校庭)

児童の安全確保：2名以上

①生活指導主任 ②専科 ③出勤者

校内安全確保(中央玄関)

児童の安全確保：1名以上

①主事 ②出勤者

校内安全確保(体育館棟)

児童の安全確保：1名以上

①指導にあっている教員

校内安全確保(東玄関)

児童の安全確保：1名以上

①主事 ③出勤者

校内安全確保(プレハブ校舎)

児童の安全確保：1名以上

①主事 ②出勤者

- 安全確保担当で対応できる人数
尚かつ、自力歩行できる
→避難時に担当が連れていく
- 傷病者が複数発生し対応が困難
→応援が来るまで待機
→避難誘導・傷病者対応に分担

傷病者の発生

救護本部（傷病者の対応）
養護教諭＋1名（①主事②専科）
救護場所は状況に応じて設置。（基本は保健室）

校内安全確保(西玄関)

児童の安全確保：1名以上

①主事 ②出勤者

通学路安全確認(南門から)

通学路の児童の安全確保：2名以上
南門から左（南葛西1丁目方面）
南門から右（中葛西7丁目方面）

①出勤者 ②主事

通学路安全確認(新田門から)

通学路の児童の安全確保：2名以上
新田門から左（中葛西6丁目方面）
新田門から右（中葛西5丁目方面）

①出勤者 ②主事

- 情報の集約(本部)
- 人員確認
- 校内巡回(傷病者対応)
- 教職員の状況確認
- 2次避難の必要性
(新田公園)

1次避難

放送指示

1次避難についての放送

①副校長②生活指導主任③出勤者

情報の集約

避難本部

避難場所及び本部の設置→運営

①校長②副校長③主幹④生活指導主任

本部旗・マイク等の
設置は①事務②他

避難誘導

各分担場所から、校庭に避難誘導

○各分担箇所の担当者

学年ごとに整列(各学級2列)

整列指示：各学年の担任 ※学年担任不在の場合は専科で分担

本部への人員報告

各学年の担任 ※学年担任不在の場合は専科で分担

校内点検

安全点検 残留児童がないことを確認

- 1階・2階（主事）○体育館棟（主事）
- 3階・4階（主事）○プレハブ校舎（主事）

不在児童の所在の確認

家庭への連絡、確認：①学級担任②学年
校内探索 ※生活指導部を中心に（指示：生活指導主任）

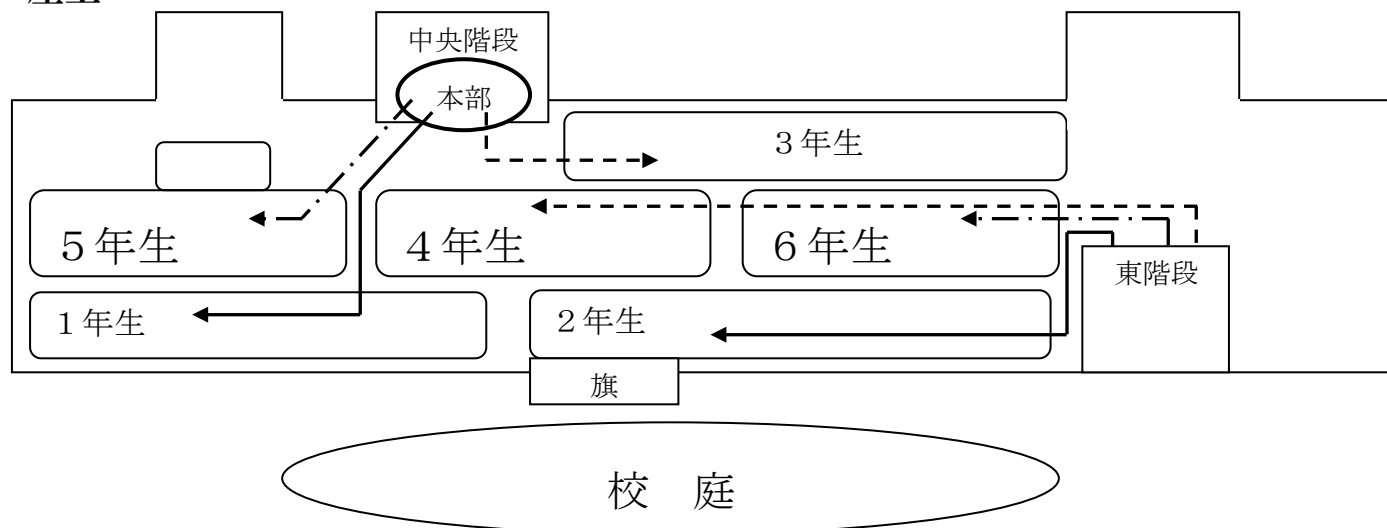
津波に対する避難

(1) 避難場所

避難指示後、全学年、屋上に避難する。

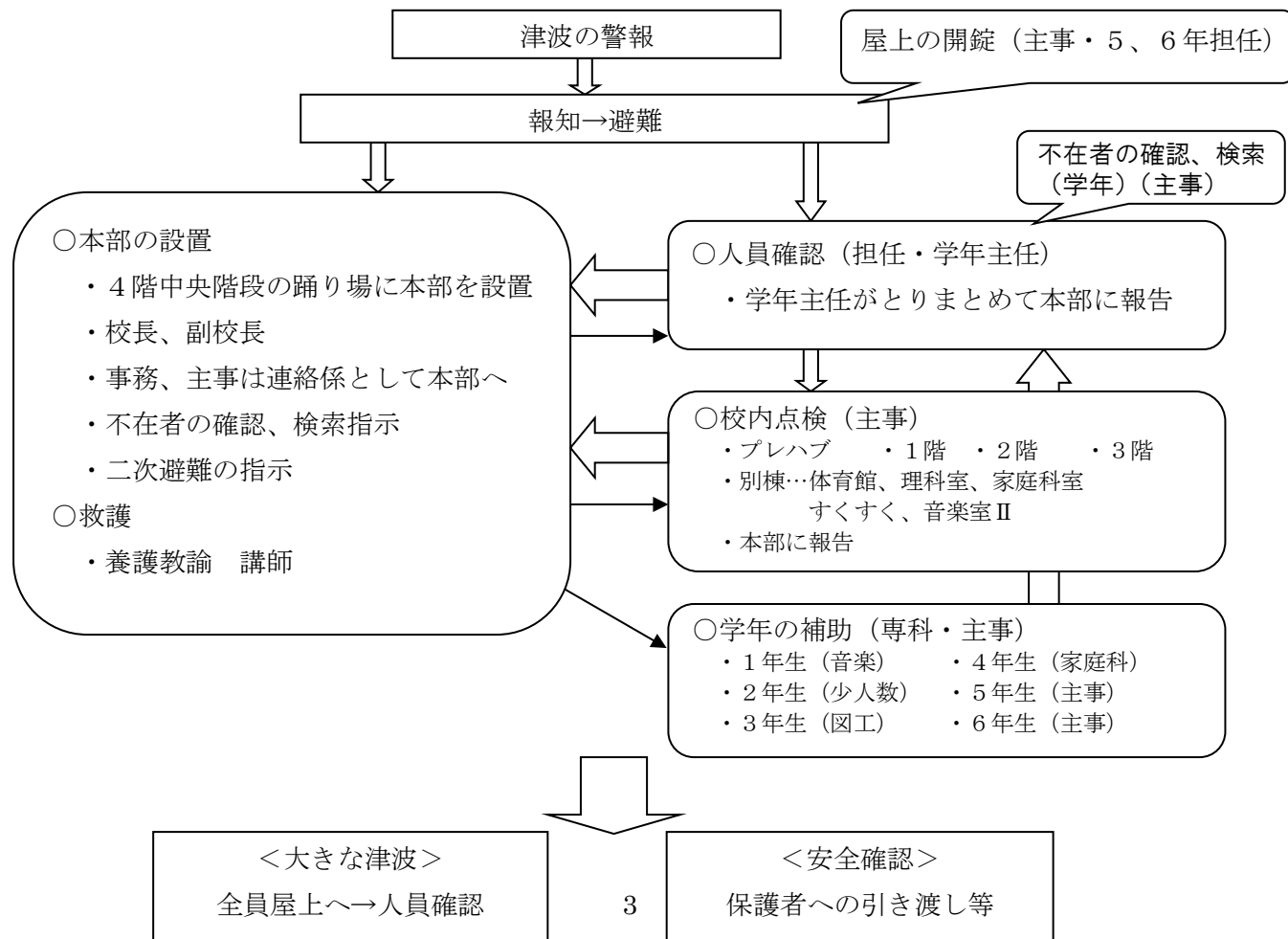
※専科、少人数算数は担当が誘導し、学級担任に引き継ぐ。

屋上



* 1・2・3年生は地面に、4・5・6年生は芝生の上に学年・クラスごとに整列をする。

(2) 避難行動の流れ



竜巻に対する避難

1. 竜巻発生兆しを確認したり、注意情報が発令されたりしたら、校長・副校長へ報告。

※ 竜巻発生兆し

- ・ 低く黒い雲（積乱雲）
- ・ 強い風雨
- ・ 雷鳴や雷光
- ・ 雹（ひょう）
- ・ 急に吹く冷たい風

2. 緊急放送

安全確保についての放送

3. 避難

教室にいる場合

- ① 窓とカーテンを閉める。
- ② 机を廊下側に寄せる。
- ③ 防災頭巾をかぶり、机の下に入り、頭と首を守る。

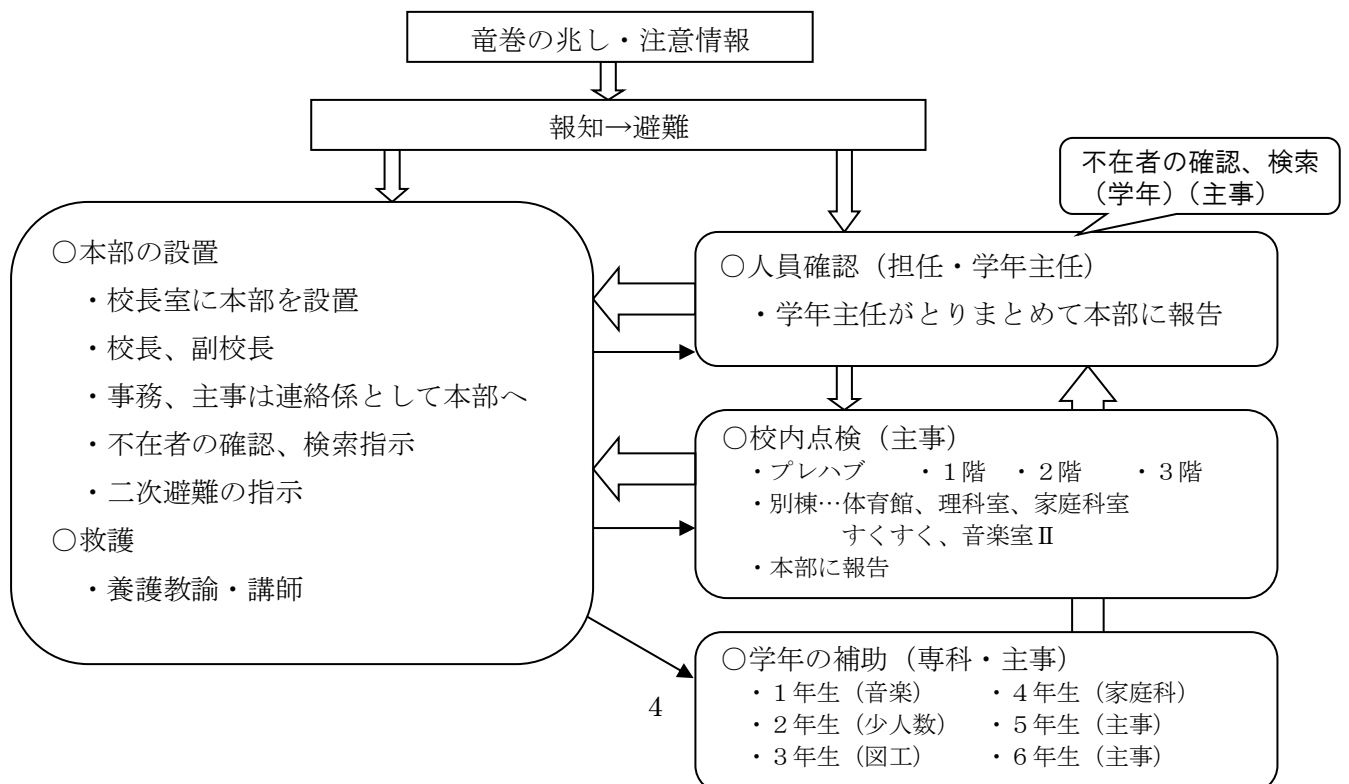
その他の屋内にいる場合

- ① できるだけ扉や窓から離れた場所に避難し、頭と首を守る。

校庭（屋外）にいる場合

- ① ただちに校舎内に入り、できるだけ扉や窓から離れた場所に避難し、頭と首を守る。

避難行動の流れ



災害時の確認事項

○地震時の保護者への引き渡しについて

震度5強以上

保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。

震度5弱以下

原則として下校させる。

保護者が帰宅困難であると事前に届け出がある場合は、学校で待機させる。

○「すくすくスクール」との連携

(放課後、すくすくスクールに児童がいる時間に災害が起こった場合の対応)

放課後に災害が起こった場合には、副校長がすくすくスクールの残留児童を確認し、すくすくスクールと対応を協議し、協力して児童の安全確保を図る。

警察への通報 1 1 0

葛西警察署 3 6 8 7 - 0 1 1 0

消防（火災・救急）への通報 1 1 9

葛西消防署 南葛西出張所 3 6 8 0 - 0 1 1 9

〈不審者が教室に侵入した場合の基本的な動き〉

(1) 当該学級の対応

①不審者への言葉かけ

「何かご用でしょうか？」→保護者でないことの確認。

②児童の安全確保及び周囲への連絡

不審者と対峙しながら、静かに児童に指示を出す。

◆教室から出る 「みんな前の方に行きましょう」「廊下に出ましょう。」

◆両隣の教室への連絡 「Aさんは○組に知らせてください」
「Bさんは○組に知らせてください」 カードを持たせる

◆職員室への連絡 「Cさんは職員室に知らせてください」

③不審者への対応

防御（自己の安全）、行動制限を優先とする。制圧は優先しない。

(2) 緊急連絡後の対応

○職員室

・児童から連絡を受けたあとは、通報等を行う。

○隣接する学級担任

当該学級の児童から連絡後、速やかに連携する。

・当該学級の両隣の学級担任は、児童の避難誘導担当となる。

・避難誘導担当の隣の学級は、当該学級への応援担当となる。

・避難誘導担当Aは、当該学級児童（連絡に来た児童を含む）と自分の学級の児童を避難させる。

・教員は列の最後尾につき、児童の安全を確保する。

・避難誘導担当Bは、応援担当の学級児童と自分の学級の児童を避難させる。

○音楽室、図工室（出入口が1ヶ所の教室）に不審者が侵入した場合

・専科担当は、児童の安全を確保すると共に、出入口の確保に努める。


・その後は状況に応じて、児童を職員室へ連絡に出すよう務める。

○保健室、理科室、家庭科室、第Ⅱ音楽室、プレハブ棟、たんぽぽ教室、PC室

・非常口から児童を避難させることを優先させる。同時に児童を連絡に行かせる。

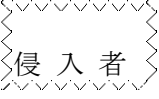
・隣接する教室に連絡できる場合は、児童が連絡する。

職員室へ連絡

避難	応援		避難
自分のクラスの児童を引き継ぎ、当該学級へ応援に行く。 〈応援担当〉	自分のクラスと隣接学級児童を連れて避難 〈避難誘導担当B〉		自分のクラスと当該学級児童を連れて避難 〈避難誘導担当A〉

〈一番西側の学級〉

職員室へ連絡

連絡	避難	連絡	応援	
	自分のクラスと当該学級児童を連れて避難 〈避難誘導担当A〉	自分のクラスの児童を引き継ぎ、当該学級へ応援に行く。 〈応援担当〉	連絡	避難
			連絡	避難

Ⅱ 傷病児童の対応について

《緊急を要しない場合》

保健室で手当てを行い、家庭への連絡が必要と判断された場合は、連絡帳または電話等で状況を伝える。保健室で処置後、担任教諭への連絡が必要とも思われる場合は、連絡票を持たせるか、直接伝える。

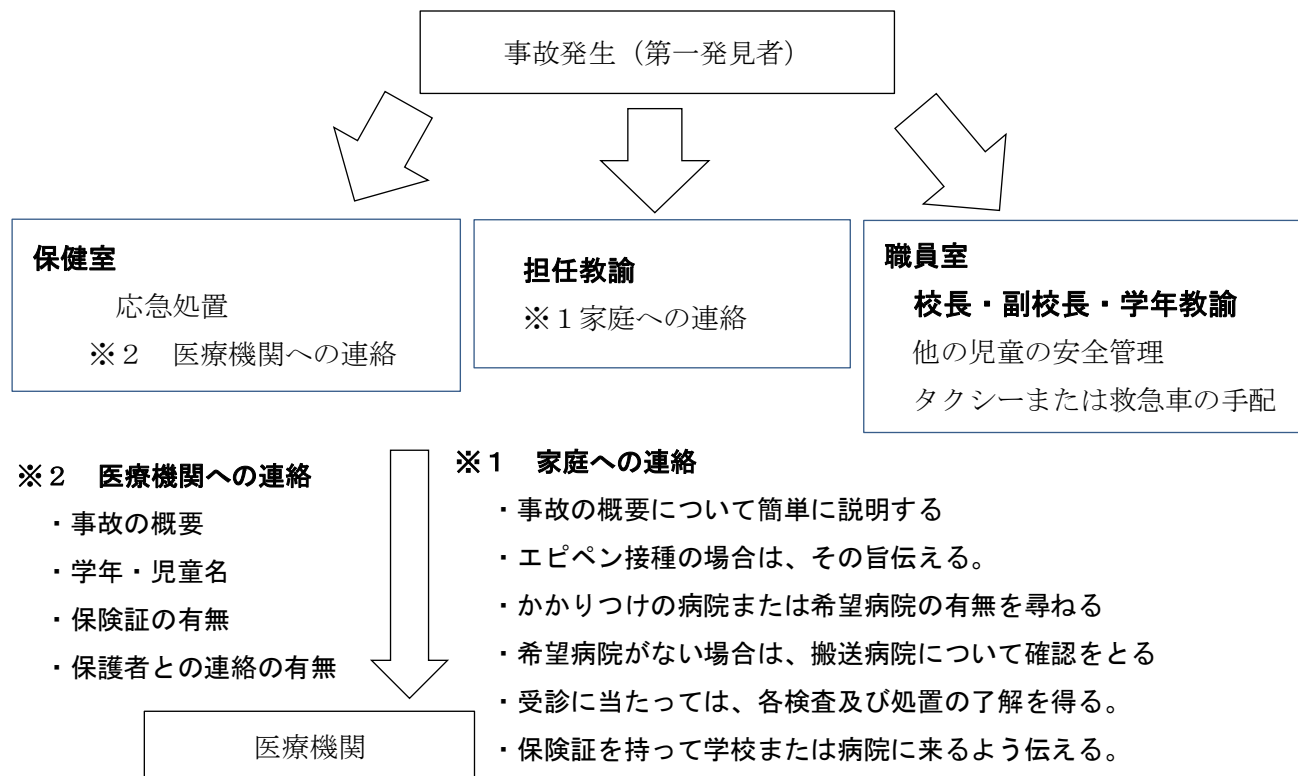
家庭連絡の規準

- ・首・顔面・頭部のけがの場合
- ・帰宅後、状況によっては受診が必要となる場合
- ・家庭で継続的に経過観察した方が望ましい場合
- ・担任不在中のけが・早退など

- ・原則として、保健室では、児童が医療機関で処方された薬以外の内服は行わない。
- ・学習を続けることが困難と判断された児童は、家庭に連絡し、早退とする。また、児童の遅刻・早退については、保護者が同伴することとし、一人での下校はさせない。

《緊急を要する場合》

1) 事故発生時の対応



2) 事後処理

- ・その後の疾病児童の状態を知るために、家庭連絡または家庭訪問を行う
- ・事故の状況に応じて、教育委員会等関係機関に連絡し、事故報告書を作成する。
- ・事故の状況を教職員の打ち合わせの際に報告し、周知徹底を図るとともに、その後の指導に役立てる。
- ・日本スポーツ振興センターの手続きを行う（学校管理下でのけがについては、子ども医療証を使用しない。）

Ⅲ 感染症について

- ・校内での感染を防ぐために、次のような疾病や医師が感染の可能性があると判断した疾病については、出席停止扱いとする。なお、麻疹にり患した児童がいた場合には、直ちに養護教諭、副校長に申し出、学務課給食保健係・校医に連絡し、指示を受ける。
- ・感染症であると診断された児童については、感染症の用紙を医療機関に提出し、その旨を記入してもらう。用紙がホームページからもダウンロードできる。
- ・治癒し、登校する際に用紙の提出を確認し、出席停止を解除する。

感染症の種類

麻疹（はしか）・百日咳・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ・
風疹（三日ばしか）・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・溶連菌感染症
流行性角結膜炎（はやり目）・感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・伝染性紅斑（リンゴ病）

○感染性胃腸炎予防について

感染性胃腸炎とは、感染性胃腸炎の原因となるウイルスによって、下痢・おう吐・腹痛・発熱などの症状が出る。少量のウイルスで感染し、感染後、24～48時間で症状が出るが、通常3日以内に回復する。

- ① 感染性胃腸炎で欠席した児童は、出席停止扱いとなる。児童がおう吐した後教室内でも感染が広がる恐れがあるため、手洗いうがいを徹底し、予防に努める。
- ② 校内でおう吐した児童は、感染胃腸炎に感染している可能性があるため、次のような対応を行う。
 - ・おう吐した児童は保健室に連れて行く。
 - ・教室に残っている児童は、できるだけ教室外に移動させ、換気を行い、消毒が完了するまで、その教室を使用しないようにする。消毒は、塩素系消毒を使用する。
 - ・おう吐物を処理する職員は、マスクや使い捨て手袋を使用し、自分への感染を防ぐ。
 - ・おう吐物処理終了後、必ず消毒を行い、処理に使用した物品は、まとめてビニール袋に入れ、焼却ごみに出す。
 - ・おう吐した児童が汚した洋服や物品は、校内で洗わず、持ち帰らせる。
 - ・手洗いにしようした流し場・トイレは消毒を行う。
 - ・従事者が手洗い・うがいし終了。

③ 給食時の対応について

- ・おう吐や下痢のある児童は給食当番に従事させない。
- ・給食時におう吐した場合は、その児童が使用した食器は、保健室で消毒を行い。直接給食室に持ち込まない。

IV アレルギーの児童対応について

1) 食物アレルギー該当児童について

食物アレルギーについては、ページの通り、所定の用紙を用いて手続きを行い、保護者、担任教諭と協力しながら、除去を行っていく。給食時または給食後、食物によるアレルギー反応と思われる場合は、直ちに保健室、職員室に連絡し連携しながら対応にあたっていく。対応に当たっては、食物アレルギー緊急対応マニュアルや緊急対応カードを活用する。

エピペンについては、原則該当児童ランドセル内に保管しておく。緊急時は、管理職の承認の下、エピペンを注射し、救急車を要請する。

2) 食物アレルギー以外のアレルギー児童について

児童のアレルギーの程度に応じて、アレルギー管理指導表を活用し、管理を行う。遠足や生活課見学などの際に、活用し、アレルギー症状発症の予防に努める。